

## 令和6年第4回八雲町議会臨時会会議録

令和6年7月9日

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第 1 号 財産の取得について  
日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について

### ○出席議員（14名）

1番	赤井睦美君	2番	佐藤智子君
3番	横田喜世志君	4番	大久保建一君
5番	関口正博君	6番	宮本雅晴君
7番	倉地清子君	8番	三澤公雄君
9番	牧野仁君	10番	安藤辰行君
11番	斎藤實君	12番	能登谷正人君
副議長	13番 黒島竹満君	議長	14番 千葉隆君

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	成田耕治君
総務課長	竹内友身君	財務課長	川崎芳則君
併選挙管理委員会事務局長		建設課長	藤田好彦君
政策推進課参事	戸田淳君		
落部支所長	阿部雄一君	学校教育課長	三坂亮司君
教育長	土井寿彦君	兼学校給食センター長	
		社会教育課長	
		兼図書館長	佐藤真理子君
学校教育課参事	池田忠寛君	郷土資料館長	
		町史編さん室長	
体育課長	伊藤勝君		
監査委員	千田浩文君		
消防長	堤口信君		

### ○出席事務局職員

事務局長	野口義人君	併議会議務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	菊地恵梨花君		
併監査委員事務局監査係			

[開会 午前10時00分]

### ◎ 開会・開議宣告

○議長（千葉 隆君） おはようございます。

本日をもって、第4回臨時会が招集されました。出席ご苦労様です。

ただいまの出席議員は14名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和6年7月9日招集、八雲町議会第4回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に議長より諸般の報告をいたします。

### ◎ 諸般の報告

○議長（千葉 隆君） 監査委員から、5月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知はお手元に配付のとおりであります。

詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を、必要に応じご覧いただきたいと存じます。

次に、議長の日程行動関係であります。札幌市において6月10日に渡島町村議会議長会連絡会議、6月11日に北海道町村議会議長会定期総会及び議長・局長研修会、6月12日に北海道新幹線建設促進関係自治体議長会総会が開催され、局長とともに出席してまいりました。

また、6月26日に国道277号整備促進に係る函館開発建設部への要望、6月27日に渡島総合開発期成会による札幌要望が行われ、町長とともに参加してまいりました。

以上、概略を報告いたしました。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

次に、議会関係であります。7月2日に、札幌市において北海道町村議会議長会主催の議員研修会が開催され、議員7名が参加いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（千葉 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、大久保建一君と安藤辰行君を指名いたします。

### ◎ 日程第2 会期の決定

○議長（千葉 隆君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

### ◎ 諸般の報告

○議長（千葉 隆君） これより、局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（野口義人君） おはようございます。

ご報告いたします。

本臨時会に対し、町長から提出された案件は、既に配付してあります、議案1件および報告1件でございます。

これら議案等説明のため、町長、教育長、監査委員及びあらかじめ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。

本日の会議に、赤井睦美議員、欠席する旨の届け出がございます。以上でございます。

### ◎ 日程第3 議案第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第3 議案第1号、財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○学校教育課長（三坂亮司君） 議長、学校教育課長。

○議長（千葉 隆君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） おはようございます。

それでは議案第1号、財産の取得について説明いたします。

議案書1ページをお開きください。本件は、主に熱田、浜松地域の児童・生徒を輸送しているスクールバス、うちうら号の更新に伴い、6月27日に入札を執行し、落札した業者との物品購入契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

財産の取得内容についてであります。1財産の種類及び数量は、29人乗りスクールバス1台です。

2取得の方法は、契約の定めによるところによるもので、納期は、現有車両の車検期間が終了する令和7年1月16日であります。

3取得の金額は、1,037万1,460円で、4取得の相手方は、函館市昭和3丁目32番26号、函館三菱ふそう自動車販売株式会社 代表取締役 佐々木真氏であります。

以上、議案第1号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第4 報告第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第4、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。本件は、損害賠償額の決定についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 報告第2号、専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書2ページをご覧ください。

本件は、町道施設の破損に伴い、一般車両の損傷による損害賠償が発生したため、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により本臨時会において報告といたしたいものであります。

議案書3ページをお開き願います。

はじめに事故の状況であります。令和6年3月15日8時頃、八雲町東町65番地11地先の町道東町1号線において一般車両が民地から町道へ出る際に、民地と町道の境界に設置されている縁石が跳ね上がり車両の底部に接触し損傷を与えたものであります。

原因としましては、民地から町道への繰返しの出入りにより、縁石に接する民地側の地盤が掘れこみ、縁石と民地の間に段差が生じたため縁石背面の抑えがなくなり、縁石同士をつないでいるモルタルの目地が破損したことにより、原因となる縁石がはずれて、車両通過の際に跳ね上がったものと推察しております。

相手方車両の損傷の程度であります。車両底部にある燃料タンク関連などの損傷であり、交換が必要となったものであります。

以上のことから、国家賠償法第2条第1項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定し、令和6年6月14日付で専決処分したものであります。

1 損害賠償の額は、車両の修理費及び修理期間中の代替え車両経費相当額9万1,631円で、2 損害賠償の相手方は車両の所有者で、議案書に記載のとおりであり、相手方との示談は同日付で交わしたところであります。

今後の事故再発防止策としましては、パトロールの強化はもちろんのことですが、道路の舗装や側溝の損傷、河川施設の破損などを発見した場合には、町民皆様から情報提供の協力をお願いする旨、町広報や町ホームページにて周知したところであります。

以上、報告第1号、専決処分の報告についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 今の説明を聞いていて、いくつか疑問に思ったことがあったので確認したいと思います。民有地と町道の境界に設置してあった縁石ということで、縁石の下が抜けてきたという説明を聞きましたが、この縁石は町道、いわゆる町の責任で設置しているものになるから、こういうことになるのでしょうか。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 縁石の関係なんですけれども、縁石は町道の施設の一部として町が設置してあるというものでございます。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 町が設置しているという説明ですが、でも最初の説明では民地側の土が掘れていて、目地が傷んだんだという説明だったんですが、民地側のそういった土が、下が崩れていくということも、町で責任を持たないといけないことになるのでしょうか。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 民地側の措置に関してはあくまでも民地サイドで行ってまいります。直接の原因が掘れ込みによるという、確証はないんですが、今回の報告ですね、対相手方との損害賠償ですが、実際に土地を借りて駐車場代わりにしているという、管理者がいるんですが、その三者と示談になっておりまして、民地側の過失も認められまして、過失割合として町が9、民地が1というかたちで、土地を借りて管理している方の責任も一部あったということで三者で示談させていただいております。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 今の説明でいくつか疑問が消えました。ありがとうございます。3回目になるので重ねて言いますが、東町のこの地番のところに宮園町の方が駐車場として使っていたってことですね、そういうことであれば、今いいです、民地でなったので。

あと町民に、そういった危険箇所を発見したら速やかに通報してくれという再発防止策も良いことだなと思って聞きましたが、あわせてですね、これは私の経験したことなんですけれども、こういった道路の破損状況だけではなく、一時停止の著しく消えている町道の場所だとか、あと生垣だとか、垣根、塀などで非常に一時停止のところでも左右の確認がしづらい交差点なんかも町道などで多数見られると思うんですよね。そういった交通安全に関する情報も町民から集めて、事故の再発防止に繋げたら、この際、一挙両得になる

のではないかなと思いますが、担当課が違うということもあるでしょうけれども、その辺は連携を取ってできないものでしょうか。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 議員ご指摘の危険個所の把握と、あと一時停止だとか、実際に停止線を引くのは公安委員会となっていて、その辺、警察さんとの連携、あと町の区画線だとか線を引くっていう部署が危機対策課になるんですけども、そちらとも連携を取り合いながらですね、今の議員の提案、町広報なり町ホームページで周知を今後していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

#### ◎ 閉会宣告

○議長（千葉 隆君） これをもちまして、本臨時会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

よって、令和6年第4回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

[閉会 午前10時15分]